平成２９年（フ）第６１０７号
東京都杉並区天沼３丁目14―８―106
債務者　大澤　葉月（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１１３号
東京都北区王子本町１丁目22―７―405
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１１６号
東京都渋谷区本町６丁目６―11―501
債務者　小笠原雄太
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１２１号
東京都大田区鵜の木３丁目22―１―508
債務者　鶴羽　正徹
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１２７号
東京都世田谷区喜多見９丁目５―14
債務者　鈴木　仁美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１２９号
東京都台東区千束４丁目26―７―502
債務者　菅森柳太郎
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４５号
静岡市駿河区下川原４丁目26番５号　ルミエールＦ　２Ｂ
債務者　日髙志津香
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７１号
静岡市駿河区富士見台１丁目16番23号　大村マンション102号
債務者　外岡　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８９号
静岡市清水区八木間町30番地の２
債務者　米澤　実希
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９８号
静岡県島田市御請352番地　殿村ハイツ　Ｄ202号室、旧住所静岡県島田市東町1548番地の３
債務者　福田　美佐
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１５号
静岡市駿河区有明町10番４号　市営有東団地９―31
債務者　吉沢　勝三
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２０号
静岡市清水区横砂南町13番５号　横砂マンション302号
債務者　中澤　昌幸
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２２号
静岡市葵区南沼上１丁目８番18号　グランメールＡ203号
債務者　上條富士子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５０号
静岡市駿河区曲金３丁目12番36号
債務者　吉川　慎一
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７４号
静岡県藤枝市鬼島783番地
債務者　片桐　愛子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部